

項目	市の主な取り組み	市民からのご意見	現時点における議会の考え方	
まちづくり協議会	位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体的に地域の維持・改善・振興に取り組む地域を支える担い手</li> <li>・市はまち協とともに協働して地域課題の解決に取り組む</li> <li>・市内20地区に設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題の解決に向けた支援の更なる拡大（解決策の提示等）が必要である</li> <li>・議会とまち協との関わりが不透明である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくりは、地域と行政が相互補完関係のなかですすめるものである</li> <li>・地域と行政が対等の立場で地域づくりについて議論する場を設けるなど、互いの役割と責務を明確にし、それをともに共有することが必要である</li> <li>また、設置単位の妥当性について検証する必要がある</li> <li>・議会としても、まち協との関わりを整理するなかで、その責務と役割を果たしていく</li> </ul>
	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画調整機能 地域課題等の集約、まちづくり方針・計画の策定等</li> <li>・実行機能 事業の調整・実施</li> <li>・事務局 スタッフの配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員の事務量が多く、負担となっている</li> <li>・委ねられた事務に対応できるだけの資質がない</li> <li>・役員のなり手不足を懸念している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画調整機能を担うことに対する役員の負担など、地域づくりについて、まち協に委ねすぎている面もあるのではないかと懸念している</li> <li>・まち協が担う役割や機能について検証する必要がある</li> <li>・また、持続可能な組織とするためには、地域づくり活動を担う人材の育成も不可欠である</li> <li>・地域づくり型生涯活動等の考え方をベースとした人材育成プログラムを構築すべきである</li> <li>・加えて、地域基幹組織（町内会等）との関わりをはじめ、市民活動団体・福祉団体等地域の多様な主体が参画し、連携・協議・議論できる仕組みづくりについて検討する必要がある</li> </ul>
	財政的な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくり支援金（補助金）を交付</li> <li>・均等割・人口割・面積割により各地区に配分（総額2億5千万円）</li> <li>・まち協が策定するまちづくり方針・計画に基づく事業が対象</li> <li>・事業計画に基づく特定目的のための積立は可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援金は制約があり運用しづらい</li> <li>・支援金の配分にあたっては地域の実情に考慮すべきである</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり活動はどうあるべきかという視点からの議論が不十分ではないかと懸念している</li> <li>・そうした議論を踏まえながら、地域の実情に応じた支援金の配分方法をはじめ、地域の自由裁量を拡大し、地域のニーズに応じ、柔軟に活用できる財政支援の仕組みを検討する必要がある（支援金の原資は税金であるということを前提としたうえで）</li> </ul>
	人的な関わり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まち協の企画調整機能に地区担当職員（市長任命・各地区2名）が参画</li> <li>・まち協の運営や事務等を支援する職員を担当部署に配置</li> <li>・すべての職員は居住地区のまちづくり活動に積極的に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくりの考え方が市役所各部署で共有されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくりの推進にあたっては、行政も一丸となって取り組む必要がある</li> <li>・市役所各部署が強固に連携して取り組むことができる組織体制を構築する必要がある</li> <li>・また、地区担当職員がまち協において有効に機能しているか、その職務を果たしているか等検証する必要がある</li> </ul>
	要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境整備に関する町内会からの要望等は、まち協が取りまとめ市に提出（原則）</li> <li>・市道及び付帯する水路の維持・修繕に係る事業は、予算枠（各地区1千万円）を設け、地区で検討した優先順位を踏まえて市が実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区は、面積・人口等が異なるため、予算枠が同額というのはおかしい</li> <li>・地区での優先順位づけは賛否両論がある（賛成：地域の主体性が反映される、反対：利害関係もあり困難・役員が過度な責任を負う）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まち協のスタート時点において、こうした仕組みを設けることに無理があったのではないかと（まち協の活動の熟度が高まった段階で導入すべきではなかったのか）も含め、十分な検証が必要である</li> </ul>